

農地の貸借でお悩みの組合員様へ

組合員様の「困った!」をJA長生が解決します。

農地を誰かに貸したい!

- 農作業が厳しくなってきた…
- 相続して農地を所有したが農作業ができない…



農地を借りたい!

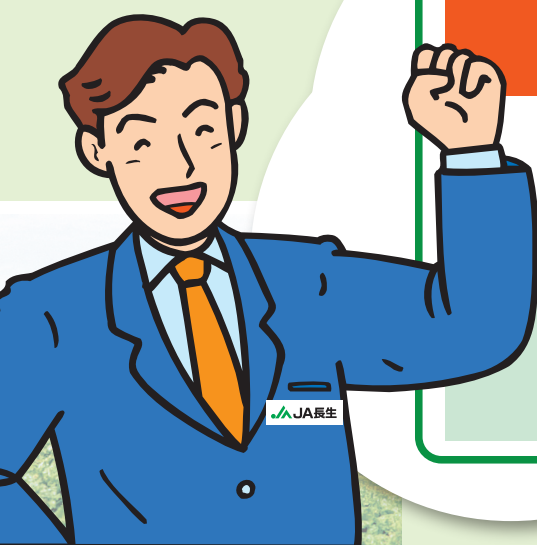
- 農業の規模拡大のため、農地がほしい…

JA長生にお任せください!
こんないいことがあります!

『農地利用集積円滑化事業』を活用すれば、JA長生が仲介するのでこんなメリットがあります。

- 農地の貸し借りが安心しておこなえます。
- 農地の受け手や出し手を探す手間が省けます。
- 面倒な書類作成はJA長生がおこないます。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借なので、契約期間が終了すれば、離作料を払うことなく必ず農地が戻ってきます。
また、農業委員会から承認を受けるので、みなさまの農地を安全に貸借することができます。



農地の貸借に関するお問い合わせは

- | | | | | | |
|--------------|----------|--------------|----------|----------------|----------|
| ● 一宮宮農経済センター | ☎42-4343 | ● 白子宮農経済センター | ☎33-2141 | ● 本納宮農経済センター | ☎34-2233 |
| ● 睦沢支所 | ☎44-1231 | ● 日吉支所 | ☎35-2005 | ● 茂原経済センター | ☎24-5170 |
| ● 高根支所 | ☎32-2216 | ● 長南宮農経済センター | ☎46-1223 | ● 農産園芸部 担い手支援課 | ☎24-5114 |

農地利用集積円滑化事業

農地所有者

農地所有者は、自ら借り手を探す必要がなく、
安心して農地をまかせられます。



(※1)

委任

委任

委任

委任

委任

農地の貸付け
に関する代理
権の付与

農地利用集積円滑化団体

JA 長生が事業実施主体になります。

農地所有者代理事業

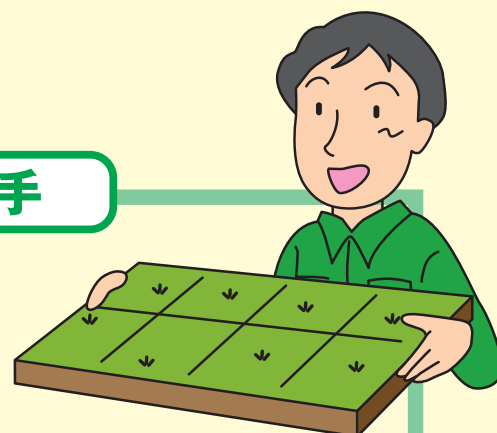
農地利用集積円滑化団体が、農地所有者
から委任を受けて、所有者を代理して農
地の貸し付けを行います。



農業委員会による
協議・調整(※2)

地域農業の担い手

多数の農地所有者と交渉する必要がなく、
バラバラになっている農地を面的にまとめて
もらい、効率的な農作業が可能になります。



(※1) 相手先を特定しない貸し付けの委任契約を締結します。

(※2) 面的にまとまった形で利用集積されるよう受け手となる担い手と協議します。

(※3) 農地利用集積円滑化団体が、農地所有者を代理して、担い手と賃貸借等の契約を締結します。